

## 「地震対策行動計画」の見直し（案）概要

### ■ 今回見直しの背景

12月：条例施行、5月：国「南海トラフ巨大地震対策（最終報告）」、7月：徳島県「南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」などの状況変化を踏まえ、見直しを実施。今回、見直した計画を、条例10条に基づく計画と位置付ける。

### ■ 計画名称の変更

(旧) 「徳島県三連動・活断層地震対策行動計画」  
↓  
(新) 「徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画」  
(※ 『とくしまー0作戦』地震対策行動計画の通称は、変更なし)

### ■ 見直し 取組数

現 取組数	見 直 し		見直し後 取組数
	拡 充	新 規	
352	14	27	379

### ■ 主なもの

I 地震津波対策の計画的な推進 <b>新規</b> 「特定活断層調査区域・津波災害警戒区域の指定」 H25：指定
II 「助かる命を助ける」防災・減災対策の推進
1 県民防災力の強化 <b>新規</b> 「教員OB防災ボランティア制度」 H25：創設 → H27：100名登録
2 地震に強いまちづくりの推進 <b>新規</b> 「深層崩壊対策の推進」
3 緊急的な津波対策の推進 <b>拡充</b> 「老朽危険空き家の除去」 H25～27：計100戸（※ 数値目標の設定）
4 行政の災害対応能力の強化 <b>新規</b> 「総合地図提供システムの開発・運用」 H25：基本システム構築
5 被災者の迅速な救助・救出対策 <b>拡充</b> 「災害派遣医療チームの養成」 H27： <del>2</del> 23チーム（※ 目標の上方修正）
6 災害時要援護者対策の推進 <b>新規</b> 「発達障害者に対する支援体制の整備・啓発」 H25：マニュアル作成
III 生活の質(QOL)を重視した被災者支援対策 <b>拡充</b> 「福祉避難所の指定」 H27： <del>86</del> 120箇所（※ 目標の上方修正） <b>拡充</b> 「備蓄・輸送計画の策定」 H25：策定 <b>新規</b> 「市町における下水道BCPの策定」 H22：0 → H27：全14自治体
IV 震災に強い産業対策・社会づくりの推進 <b>新規</b> 「率先避難企業の促進」
V 復興まちづくりの検討 <b>新規</b> 「津波区域・活断層地域の地籍調査の推進」 H28：129km <sup>2</sup>

# 計画見直しについて

「とくしまー0作戦」地震対策行動計画

項目名	見直し後の取組数	現計画取組数	新規項目		備考
			拡充項目		
<b>I 地震津波対策の計画的な推進</b>	<b>12</b>	<b>9</b>		<b>3</b>	
1 東日本大震災の課題と教訓を踏まえた抜本対策の推進	8	5		3	
2 津波浸水予測等、被害想定の見直し	4	4			
<b>II 「助かる命を助ける」防災・減災対策の推進</b>	<b>304</b>	<b>285</b>	<b>10</b>	<b>19</b>	
1 県民防災力の強化	57	51	1	6	
(1) 県民防災意識の啓発	15	13		2	
(2) 学校における防災教育の推進	14	11	1	3	
(3) 防災を担う人材の育成	12	11		1	
(4) 自主防災組織の充実強化	9	9			
(5) 災害ボランティア活動の促進	7	7			
2 地震に強いまちづくりの推進	62	60	2	2	
(1) 木造住宅等の耐震化の促進	14	14			
(2) 公共建築物等の耐震化の推進	11	11			
(3) 大規模地震を想定した都市計画等の推進	12	11	2	1	
(4) 公共土木施設等の地震対策の推進	14	14			
(5) 液状化対策の推進	6	6			
(6) 土砂災害対策の促進	5	4		1	
3 緊急的な津波対策の推進	51	48	1	3	
(1) 津波避難意識の向上	11	10		1	
(2) 津波避難訓練等の充実・強化	6	6			
(3) 津波避難困難地域の解消	12	11	1	1	
(4) 津波情報等伝達体制の強化	7	7			
(5) 海岸保全施設の整備推進	15	14		1	
4 行政の災害対応能力の強化	77	72	3	5	
(1) 初動体制の確保等、災害対応能力の向上	23	22		1	
(2) 防災拠点施設の機能強化の推進	11	11	1		
(3) 防災訓練の充実強化	9	9			
(4) 防災情報・通信体制の強化	16	15	1	1	
(5) 広域的な連携強化	8	7	1	1	
(6) 行政の業務継続体制の確保	10	8		2	
5 被災者の迅速な救助・救出対策	41	40	3	1	
(1) 救助・救急医療体制の充実強化	16	16	1		
(2) 孤立化対策の推進	9	8		1	
(3) 緊急輸送体制の整備推進	16	16	2		
6 災害時要援護者対策の推進	16	14		2	
<b>III 生活の質(QOL)を重視した被災者支援対策</b>	<b>59</b>	<b>58</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	
(1) 避難所運営体制等の整備	13	13	1		
(2) 生活必需品等救援物資の確保・輸送体制の確立	7	7	1		
(3) ライフライン対策の推進	15	14		1	
(4) 生活環境対策の促進	9	9	1		
(5) 住宅確保・生活再建支援対策の推進	15	15			
<b>IV 震災に強い産業対策・社会づくりの推進</b>	<b>27</b>	<b>24</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	
(1) 企業における防災対策の推進	15	12	1	3	
(2) 農林水産業における防災対策の推進	10	10			
(3) 災害に強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築	2	2			
<b>V 復興まちづくりの検討</b>	<b>6</b>	<b>4</b>		<b>2</b>	
(1) 復興まちづくりの検討	6	4		2	
<b>総事業数(再掲含む)</b>	<b>408</b>	<b>380</b>	<b>14</b>	<b>28</b>	
再掲数	29	28		1	
総事業数(再掲除く)	379	352	14	27	

## 地震対策行動計画見直し調書①(新規項目)

計画									
No.	重点項目	分野別項目	再掲	取り組み	新規追加概要	計画記載説明文	数値目標	計画期間	課室名

### I 地震津波対策の計画的な推進

#### 1 東日本大震災の課題と教訓を踏まえた抜本対策の推進

1	1	1		特定活断層調査区域の指定	「命を守るとくしま-0(ゼロ)作戦条例」において、「特定活断層調査区域における土地利用の適正化等」の規定が平成25年4月1日から施行されることから、速やかに関係市町の意見を聴き、特定活断層調査区域の指定を行う。	「命を守るとくしま-0(ゼロ)作戦条例」で規定する「特定活断層調査区域」を指定する。	25年度に指定	H25指定	南海地震防災課
2	1	1		津波防災地域づくり法に規定する津波災害警戒区域等の指定	「命を守るとくしま-0(ゼロ)作戦条例」第五十二条第一項に「津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域を速やかに指定する」と規定したため。	市町村が行う津波防災地域づくりを支援するため、津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域を指定する。	25年度に津波災害警戒区域を指定	H25推進～	南海地震防災課 関係各課
3	1	1		「市町村による津波防災地域づくり法に規定する推進計画」の作成の支援	「命を守るとくしま-0(ゼロ)作戦条例」第五十二条第二項に「推進計画の作成等が円滑に行われるよう指針を作成する」と規定したため。	市町村による津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画の作成が円滑に行われるよう指針を策定するとともに、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努める。	25年度に推進計画作成指針を策定	H25策定・支援～	南海地震防災課 関係各課

## 地震対策行動計画見直し調書①(新規項目)

計画									
No.	重点項目	分野別項目	再掲	取り組み	新規追加概要	計画記載説明文	数値目標	計画期間	課室名

### Ⅱ「助かる命を助ける」防災・減災対策の推進

#### 1 県民防災力の強化

##### (1) 県民防災意識の啓発

4	2	11		「徳島県震災を考える日」等に因んだ啓発の実施	「命を守るとくしま-0(ゼロ)作戦条例」第十二条において、「徳島県震災を考える日」及び「徳島県震災を考える週間」を規定したことから、県民に「震災」について学び、理解を深めてもらうため、県立防災センターにおいて「震災」をテーマに企画展示等を開催する。	県民に「震災」について学び、理解を深めてもらうため、「徳島県震災を考える日」及び「徳島県震災を考える週間」にあわせて、県立防災センターにおいて「震災」をテーマに企画展示等を開催し、啓発を実施する。	—	H25実施～	防災人材育成センター
5	2	11		文化財ハザードマップの作成	徳島県津波浸水想定を基に、国・県指定等文化財のハザードマップを作成し、市町村教育委員会をとおし、所有者・管理者の意識啓発を図る。	徳島県津波浸水想定を基に、国・県指定等文化財ハザードマップを作成し、国・県指定等文化財所有者の意識啓発を図ることによって、文化財を津波浸水被害から守る。	25年度までに作成	H24～H25作成	教育委員会

##### (2) 学校における防災教育の推進

6	2	12		「にし阿波・未来の防災リーダー」育成支援	過疎高齢化が進行傾向にある西部圏域においては、防災を担う人材確保が喫緊の課題となっている。そのため、中学・高校生を対象に実践的な訓練を実施し、未来の防災リーダーの育成を図る。	未来の防災リーダーを育成するため、中学・高校生を対象にした実践的な訓練を実施する。	25年度から実施	H25～H27実施	西部総合県民局
---	---	----	--	----------------------	---	---	----------	-----------	---------

## 地震対策行動計画見直し調書①(新規項目)

計画									
No.	重点項目	分野別項目	再掲	取り組み	新規追加概要	計画記載説明文	数値目標	計画期間	課室名
<b>(2) 学校における防災教育の推進</b>									
7	2	12		中学校における「防災クラブ」の設置	中学校に防災クラブを設置し、学校や地域での防災活動への参加をとおして、基礎的な知識や技能を身につけさせ、学校防災活動の中心的な役割を果たし、将来の地域防災の担い手を育成する。	「学校防災ボランティア推進事業」として、中学校に「防災クラブ」の設置を進め、防災活動の知識・技能を身につけるとともに、将来の地域防災の担い手を育成する。	25年度に10校で設置	H25新設～ ～H27推進	教育委員会
8	2	12		「学校・家庭・地域連携支援スペシャリスト」の養成	これまでの生涯学習での学習成果や活動を活かし、学校・家庭・地域の連携を図り、学校を核とした地域の絆づくりや防災学習を推進するため、キーパーソンとなる「学校・家庭・地域の連携支援スペシャリスト」を養成する。	学校・家庭・地域の連携を図り、地域の絆づくりのもと防災学習を推進するため、キーパーソンとなる「学校・家庭・地域連携支援スペシャリスト」を養成する。	25年度までに20人養成	H24～H25養成	教育委員会
<b>(3) 防災を担う人材の育成</b>									
9	2	13		「教員OB防災ボランティア制度」の創設	退職教員を対象に、学校避難所の運営支援、その後の学校再開に向けた作業等で、元教員ならではの支援をいただける人材の登録を推進する。	発災時の学校避難所の運営支援と早期の学校再開を支援する「教員OB防災ボランティア制度」を創設し、教員OBの登録を行う。	25年度に創設し100名以上を登録	H25創設 ～H27推進	教育委員会

## 地震対策行動計画見直し調書①(新規項目)

計画									
No.	重点項目	分野別項目	再掲	取り組み	新規追加概要	計画記載説明文	数値目標	計画期間	課室名

### 2 地震に強いまちづくりの推進

#### (3) 大規模地震を想定した都市計画等の推進

10	2	23		防災・減災に資する鉄道高架事業の推進	H24年8月に国から示された「南海トラフの巨大地震」による最大クラスの津浪高・浸水域等の推計結果を踏まえ、10月に県が公表した徳島県津波浸水想定により、鉄道高架事業の計画区間沿線は、広範にわたり浸水することが判明。このため、高架施設の利点を活かした「一時避難所」や「避難路、救援路」の確保など、「防災・減災」に資する事業として、鉄道高架事業を推進する。	新たな避難路、救援路や施設を利用した一時避難所などの機能確保が図れる鉄道高架の事業化を推進する。	26年度に都市計画決定	～H26 都市計画決定 H27～ 事業推進	都市計画課
----	---	----	--	--------------------	--	--	-------------	--------------------------------	-------

#### (6) 土砂災害対策の促進

11	2	26		深層崩壊対策の推進	南海トラフや中央構造線活断層帯の巨大地震による深層崩壊が危惧されるなか、深層崩壊溪流レベル評価マップと跡地密度マップが国から公表された。このことを受け、避難場所や避難路を守る砂防・治山施設等の整備推進(ハード)や深層崩壊に対する理解を深める防災講座やパネル展の開催等(ソフト)の事業を推進する。	深層崩壊対策として、国土交通省や農林水産省をはじめとする関係機関とともに、迅速かつ円滑な避難を確保するためのハード、ソフト両面の対策を推進する。	—	H24推進～	砂防防災課 農業基盤課 森林整備課
----	---	----	--	-----------	---	--	---	--------	-------------------------

## 地震対策行動計画見直し調書①(新規項目)

計画									
No.	重点項目	分野別項目	再掲	取り組み	新規追加概要	計画記載説明文	数値目標	計画期間	課室名
3 緊急的な津波対策の推進									
(1) 津波避難意識の向上									
12	2	31		「津波減災県南モデル」に係るワークショップの開催	南海トラフの巨大地震により甚大な被害が懸念される南部地域において、地域の実情に即し、また持続可能な津波避難に対する取り組み『津波減災県南モデル』を地域住民と共に考える「ワークショップ」を開催し、津波避難対策を推進し、死者ゼロを目指す。	南部地域住民と一緒に津波避難に対する取り組み『津波減災県南モデル』を考える「ワークショップ」を開催し、津波避難対策を推進する。	ワークショップ開催4回/年	～H27推進	南部総合県民局
(3) 津波避難困難地域の解消									
13	2	33		港湾における津波避難施設の整備を推進	「マリンピア沖洲の管理棟」や「赤石地区の港湾倉庫」を活用した「津波避難階段」を整備し、避難場所として活用する。	「南海トラフの巨大地震」等における津波浸水に備え、港湾関係者等の「助かる命を助ける」ため、「既存港湾施設を活用した避難階段設置事業」を推進する。	—	H25推進～	運輸政策課
(5) 海岸保全施設の整備推進									
14	2	35		比較的発生頻度の高い津波(L1津波)の水位設定と施設の整備計画	国の中央防災会議の専門調査会より、今後想定する津波は、二つのレベルに分けて対応するとの考えが示されたことから、新たな取り組みを追加する。 ○「最大クラスの津波」(L2津波) 「住民避難」を軸とした総合防災対策を構築する上で考慮する津波。 ○「比較的発生頻度の高い津波」(L1津波) 構造物で津波の浸水を防止する。	構造物によって津波の内陸への侵入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する「L1津波の水位」を設定し、各施設の整備の方向性や整備内容を定めた、海岸施設等の整備計画を策定する。	—	H24推進～	河川振興課 運輸政策課 農業基盤課 水産課

## 地震対策行動計画見直し調書①(新規項目)

計画									
No.	重点項目	分野別項目	再掲	取り組み	新規追加概要	計画記載説明文	数値目標	計画期間	課室名

### 4 行政の災害対応能力の強化

#### (1) 初動体制の確保等、災害対応能力の向上

15	2	41		地盤沈下等による長期にわたる浸水への対応	「命を守る」としま-0(ゼロ)作戦条例」に基づき、新たな取り組みとして追加する。	地盤沈下等で生じた長期浸水に備え、国土交通省(TEC-FORCE)及び県の排水ポンプ車を的確に稼働するための体制を構築する。	—	H25～推進	砂防防災課 河川振興課
----	---	----	--	----------------------	--	--	---	--------	----------------

#### (4) 防災情報・通信体制の強化

16	2	44		「総合地図提供システム」の開発・運用	ハザードマップなど県の各部局が保有し、個別に提供している各種地図情報を、インターネットを利用した「総合地図提供システム」として開発し、一元的に提供することにより、県民利用の利便性の向上や情報提供の効率化、県の情報システムの最適化や職員の業務コストの削減を図る。	県から県民に提供する地図情報を一元化して利便性を高め、ハザードマップなど各種の地図情報を有効に活用してもらうため、県民が手軽に利用できる総合地図提供システムを構築する。	25年度に基本システム構築	H25運用～	情報システム課
----	---	----	--	--------------------	--	--	---------------	--------	---------

#### (5) 広域的な連携強化

17	2	45		文化財カルテの作成	国・県指定等文化財の所有者・管理者にアンケートを実施し、国・県指定等文化財の個々の状況を記載したカルテを作成する。カルテは県・市町村で保管するだけでなく、中国・四国地方など各県で共有を図り、震災後の応急措置等の支援に活かす。	国・県指定等文化財のカルテを作成し、県・市町村教育委員会で保管し、震災後の応急措置等に活用する。また、中国・四国地方など他県の支援を求める際にも活用する。	27年度までに作成	～H27作成	教育委員会
----	---	----	--	-----------	--	---	-----------	--------	-------



## 地震対策行動計画見直し調書①(新規項目)

計画									
No.	重点項目	分野別項目	再掲	取り組み	新規追加概要	計画記載説明文	数値目標	計画期間	課室名

### (6) 行政の業務継続体制の確保

18	2	46		大規模災害時における公金安定供給機能の確保	南海トラフの巨大地震によって公金供給機能が停止し、県民生活や企業、行政の活動に支障を来すことのないよう、「財務会計システム」のバックアップをはじめとする対策を講じる。	公金の安定供給機能を維持するためのアクションプランを策定し、「財務会計システム」のバックアップをはじめとする実証実験を実施し対策を講じる。	H26～バックアップセンターの運用 1ヶ所	H25 アクションプラン策定・実証実験 H26～バックアップセンター運用	出納局
19	2	46		港湾BCP(事業継続計画)の策定を促進	重要港湾である徳島小松島港及び橘港においては、被災時における救援・支援活動を支える防災拠点としての機能を求められることから、発災後早期にその機能が発揮できるようソフト対策を行う。	大規模地震時に「救援物資の輸送」や「危機管理対応等の優先業務」を継続させ、低下した物流機能を出来る限り早期に回復できるよう、関係者の役割を規定した港湾BCPを策定。	—	H25促進～	運輸政策課

## 5 被災者の迅速な救助・救出対策

### (2) 孤立化対策の推進

20	2	52		「にし阿波防災行動計画」の策定	南海トラフ巨大地震や活断層帯直下型地震などの大規模災害に備え、県・市町・住民・民間事業者が連携し、圏域の課題である孤立化対策などの防災・減災対策を計画的かつ着実に推進するため、圏域全体を網羅した具体的行動計画を策定する。	西部圏域の課題である孤立化対策などの具体的な防災・減災対策を盛り込んだ「にし阿波防災行動計画」を策定するとともに、計画的かつ着実に推進することで、圏域の防災力向上を図る。	25年度に策定	H25策定 ～H27推進	西部総合県民局
----	---	----	--	-----------------	--	---	---------	-----------------	---------

## 地震対策行動計画見直し調書①(新規項目)

計画									
No.	重点項目	分野別項目	再掲	取り組み	新規追加概要	計画記載説明文	数値目標	計画期間	課室名
6 災害時要援護者対策の推進									
21	2	60		発達障害者に対する災害時支援体制の整備・啓発の推進	東日本大震災における発達障害者支援の課題を踏まえ、平時の備えや避難所での対応方法等について検討しマニュアルを作成するとともに、県民への理解を促すための講演会等を開催する。	東日本大震災における発達障害者支援の課題を踏まえ、平時の備えや避難所での対応方法等について検討し、発達障害者災害時対応マニュアル(仮)を作成するとともに、講演会を開催する等の啓発を推進する。	25年度に「発達障害者災害時対応マニュアル(仮)」を作成	H25作成 H26推進～	発達障害者総合支援センター
22	2	60		災害時要援護者の避難道具の改良及び普及	災害時の要援護者対策として、阿南高専との連携により、避難道具を改良、避難道具の実証実験を通して市町や自主防災組織への普及を図り、地域の実態に合わせた災害時要援護者の支援方を検討していく。	災害時要援護者の支援方策として、阿南高専との連携により避難道具を改良し、避難道具の実証実験を通して市町や自主防災組織への普及を図り、要援護者対策を推進していく。	25年度に実証実験実施	H25実証実験、 ～H27推進	南部総合県民局

### Ⅲ 生活の質(QOL)を重視した被災者支援対策

#### (3) ライフライン対策の推進

23	3	3		市町における「下水道業務継続計画(BCP)」の策定を促進	東日本大震災での教訓 ・現指針に基づき設計、施工された下水道施設では、地震動への耐性有 ・津波に対するハード整備の限界 ・下水道機能の早期回復の重要性認識を踏まえ、ソフト対策に主眼をおいた計画策定を行う。(現状:BCP策定率0%)	市町において、早期に「下水道BCP」が策定されるよう助言、指導を行い、計画策定を促進する。	H22:0自治体→27年度までに14自治体で策定(全自治体)	H25促進～ ～H27策定	水・環境課
----	---	---	--	------------------------------	--	---	--------------------------------	------------------	-------

## 地震対策行動計画見直し調書①(新規項目)

計画									
No.	重点項目	分野別項目	再掲	取り組み	新規追加概要	計画記載説明文	数値目標	計画期間	課室名

### IV 震災に強い産業対策・社会づくりの推進

#### (1) 企業における防災対策の推進

24	4	1		率先避難企業の促進	”率先避難企業”という新しい企業防災の考え方を提唱し、被害を最小化する「減災」の視点や、地域の「防災力の強化」に繋げるため、各関係団体への取り組みを推進する。	発災時に、企業が中心となり率先して避難行動をとることで、周囲の方々に避難を促す行動への検証や意識づけを積極的に展開する。	—	～H27推進	商工政策課
25	4	1		建設業BCP(事業継続計画)の策定の促進	地域防災の担い手である建設企業のBCP策定を促進し、地域防災力の向上を図ることを目的として、平成24年度に「建設業BCP認定制度」を創設したため。	建設企業が地域防災の担い手として県民の期待に応えられるよう、「建設業BCP認定制度」を推進し、建設企業のBCP策定を支援する。	—	H24推進～	建設管理課建設業振興指導室
26	4	1	再掲	港湾BCP(事業継続計画)の策定を促進	重要港湾である徳島小松島港及び橘港においては、被災時における救援・支援活動を支える防災拠点としての機能を求められることから、発災後早期にその機能が発揮できるようソフト対策を行う。	大規模地震時に「救援物資の輸送」や「危機管理対応等の優先業務」を継続させ、低下した物流機能を出来る限り早期に回復できるよう、関係者の役割を規定した港湾BCPを策定。	—	H25促進～	運輸政策課

## 地震対策行動計画見直し調書①(新規項目)

計画									
No.	重点項目	分野別項目	再掲	取り組み	新規追加概要	計画記載説明文	数値目標	計画期間	課室名

### V 復興まちづくりの検討

#### (1) 復興まちづくりの検討

27	5	1		津波浸水想定区域及び中央構造線活断層帯上の地域の地籍調査の推進	東日本大震災により、地籍調査の重要性が改めて認識されたため、津波浸水想定区域及び中央構造線活断層帯上の調査未了地域を重点的に推進する。	災害に備えた土地境界の明確化を図るため、津波浸水想定区域及び中央構造線活断層帯上の調査未了地域の地籍調査を重点的に推進する。	H24:104km <sup>2</sup> → 28年度までに129km <sup>2</sup> 実施	H25 ～ H28推進	農村振興課
28	5	1		事前復興計画の策定の促進	津波浸水想定及び被害想定等を踏まえ、市町村の事前復興計画の策定を支援する。	震災からの復旧及び復興を計画的かつ円滑に推進するため、市町村の事前復興計画の策定を促進する。	H25年度に「事前復興計画策定に関する支援制度」を創設	H25～	南海地震防災課

## 地震対策行動計画見直し調書②(既存項目の見直し)

No.	ページ番号	重点項目	分野別項目	取り組み	見直し概要	計画		
						計画記載説明文	数値目標	計画期間

### II 「助かる命を助ける」防災・減災対策の推進

#### 1 県民防災力の強化

##### (2) 学校における防災教育の推進

31	12	2	12	南部圏域における防災教育の推進	24年度に発刊となった「防災絵本」など防災啓発コンテンツを利用した防災講座を実施するため、説明文の修正及び数値目標の上方修正。	出前講座や南部防災館を活用した体験学習、防災訓練等を行い、学校や地域の中で子どもたちの防災力を育む取り組みを支援する。 →「防災絵本」などを利用した防災講座や南部防災館を活用した体験学習、防災訓練等を行い、学校や地域の中で子どもたちの防災力を育む取り組みを支援する。	子どもを対象とした講座、訓練等の開催 <45回/年(H26)> →<55回/年(H26)>	<H23推進～> →「期間変更なし」	南部総合県民局
----	----	---	----	-----------------	---	--	---	-----------------------	---------

#### 2 地震に強いまちづくりの推進

##### (3) 大規模地震を想定した都市計画等の推進

95	28	2	23	「都市計画区域マスタープラン」の見直し	・来年度より、徳島東部都市計画区域の都市計画基礎調査に着手し、平成29年度を目標に見直す予定のため、これに併せ完了年度を変更する。 ・都市計画区域マスタープランの見直しの中で、命を守るとくしまー0(ゼロ)作戦条例で規定する特定活断層調査区域及び津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン)の指定にあわせて、区域内の建築物の移転が円滑に行われるように、地区計画の県指針や開発審査会の付議基準の見直しによる大規模な規制緩和を行うため、説明文等の修正。	・地震津波に関する方針を踏まえた、「都市計画区域マスタープラン」の見直しを行う。 →「命を守るとくしまー0(ゼロ)作戦条例」を踏まえた、「地区計画の県指針」や「開発審査会の付議基準」による土地利用の規制緩和を行うとともに、「都市計画区域マスタープラン」の見直しを行う。	<26年度までに7区域を見直し> → <29年度までに7区域の見直し>	<～H26見直し> > → <～H29見直し> >	都市計画課
----	----	---	----	---------------------	---	---	---	---------------------------------------	-------

## 地震対策行動計画見直し調書②(既存項目の見直し)

計画									
No.	ページ番号	重点項目	分野別項目	取り組み	見直し概要	計画記載説明文	数値目標	計画期間	課室名

### (3) 大規模地震を想定した都市計画等の推進

96	29	2	23	<p>「市町村マスタープラン」の策定・見直しを促進</p> <p>→ 「市町都市計画マスタープラン」の策定・見直しを促進</p>	<p>・津波浸水想定の影響も踏まえ、数値目標を上方修正する。</p> <p>・東部都市計画区域マスタープラン見直しに併せ完了年度を変更する。(対象が14市町であるため)</p>	<p>・津波防災地域づくり法に基づく「市町村推進計画」に併せ、「市町村マスタープラン」の策定・見直しを促進する。</p> <p>→ 津波防災地域づくり法に基づく「市町村推進計画」との調和の必要性や、「命を守るとしま-0(ゼロ)作戦条例」の施行に伴う影響を見据え「市町都市計画マスタープラン」の策定・見直しを促進する。</p>	<p>&lt;27年度までに策定・見直し7市町&gt;</p> <p>→</p> <p>&lt;29年度までに策定・見直し12市町&gt;</p>	<p>&lt;~H27促進&gt;</p> <p>→</p> <p>&lt;~H29促進&gt;</p>	都市計画課
----	----	---	----	--	--	--	---	--	-------

### 3 緊急的な津波対策の推進

#### (3) 津波避難困難地域の解消

145	41	2	33	<p>倒壊の危険性のある空き家やブロック塀等除去の促進</p>	<p>・数値目標を新規設定。</p> <p>・避難経路の確保について、対象とする自然現象に地震動を追加するため、説明文を修正。</p> <p>・担当課の追加(住宅課)。</p>	<p>安全な津波避難経路を確保するため、避難路に面した倒壊の危険性がある空き家やブロック塀等の除去を促進する。</p> <p>→ 地震や津波発生時に安全な避難経路を確保するため、避難路に面した倒壊の危険性がある空き家やブロック塀等の除去を促進する。</p>	<p>「目標なし」</p> <p>→</p> <p>&lt;老朽危険空き家の除却 H25~H27:計100戸&gt;</p>	<p>&lt;H23促進~&gt;</p> <p>→「期間変更なし」</p>	南海地震防災課 住宅課
-----	----	---	----	---------------------------------	--	--	--	--	----------------

## 地震対策行動計画見直し調書②(既存項目の見直し)

計画									
No.	ページ番号	重点項目	分野別項目	取り組み	見直し概要	計画記載説明文	数値目標	計画期間	課室名

### 4 行政の災害対応能力の強化

#### (2) 防災拠点施設の機能強化の推進

195	53	2	42	防災拠点ともなる「自動車運転免許センター」の整備推進	数値目標の新規設定	災害時に、他都道府県警察からの応援部隊の集結場所としての役割を担うなど、県北部の防災拠点ともなる機能を付加した「自動車運転免許センター」の整備を推進する。	「目標無し」 → <平成25年度に「自動車運転免許センター」を整備>	<H23推進～> →「期間変更なし」	警察本部
-----	----	---	----	----------------------------	-----------	---	--	-----------------------	------

#### (4) 防災情報・通信体制の強化

212	57	2	44	「災害時情報共有システム」の開発・運用 → 「災害時情報共有システム」の開発・機能強化・運用	「機能強化及び関係機関の拡充」を説明文に追加。	災害時に、県、市町村をはじめ防災関係機関のほか、ライフライン期間やマスコミ等間で被災情報等を共有する「災害時情報共有システム」を開発・運用する。 → 災害時に、県、市町村をはじめ防災関係機関のほか、ライフライン機関やマスコミ等間で被災情報等を共有する「災害時情報共有システム」を開発する。また、合同訓練等を通じて、検証を行い、必要な機能を追加するとともに、情報共有を行う関係機関の拡充を行い、システムの適切な運用を図る。	<24年度から運用> →「目標変更なし」	<H23試運用、H24運用～> →「期間変更なし」	南海地震防災課
-----	----	---	----	--	-------------------------	--	-------------------------	------------------------------	---------

## 地震対策行動計画見直し調書②(既存項目の見直し)

計画									
No.	ページ番号	重点項目	分野別項目	取り組み	見直し概要	計画記載説明文	数値目標	計画期間	課室名

### (5) 広域的な連携強化

229	60	2	45	「カウンターパート方式」による鳥取県との連携強化	23年度の協定締結を踏まえた説明文に修正。	中国と四国の県間でカウンターパート方式により構築した相互応援体制の中で、引き続き鳥取県との連携を強化する。 → 中国と四国の県間でカウンターパート方式により構築した相互応援体制や、平成23年11月に締結した危機事象発生時相互応援協定を踏まえ、両県の市町村や民間団体の相互交流や連携を支援し、全県的な応援・受援体制を構築するなど、鳥取県との連携を一層推進する。	<23年度に協定見直し> →「目標変更なし」	<H23協定見直し～H32> →「期間変更なし」	危機管理政策課 南海地震防災課
-----	----	---	----	--------------------------	-----------------------	---	---------------------------	-----------------------------	--------------------

## 5 被災者の迅速な救助・救出対策

### (1) 救助・救急医療体制の充実強化

246	65	2	51	災害派遣医療チームの人材の養成	数値目標を上方修正。	・国の災害派遣医療チーム(DMAT)研修の受講を促進し、チームの増加を図るとともに、徳島県DMATの活動訓練を実施する。	<H22:15チーム → 27年度までに21チーム> → <H22:15チーム → 27年度までに23チーム>	<H23～H27養成> →「期間変更なし」	医療政策課
-----	----	---	----	-----------------	------------	--	---	--------------------------	-------



## 地震対策行動計画見直し調書②(既存項目の見直し)

計画									
No.	ページ番号	重点項目	分野別項目	取り組み	見直し概要	計画記載説明文	数値目標	計画期間	課室名

### (3) 緊急輸送体制の整備推進

268	69	2	53	緊急輸送路の橋梁等の耐震対策の推進	緊急輸送道路の見直しによる要対策橋梁数の増加に伴い、数値目標を修正。	緊急輸送路における未耐震化橋梁やのり面について、重要度、危険度、緊急性の高い箇所から耐震対策を推進する。	<p>&lt;・H22:30箇所 → 27年度までにのり面対策50箇所以上を整備 ・H22:200/204橋梁 → 24年度までに要対策橋梁(15m以上)の耐震化を完了了&gt;</p> <p>→</p> <p>&lt;・H22:30箇所 → 27年度までにのり面対策50箇所以上を整備 ・27年度までに緊急輸送道路上の要対策橋梁のうち10橋を整備 &gt;</p>	<p>&lt;H23推進～&gt; →「期間変更なし」</p>	道路整備課
278	71	2	53	災害時における運転者の対処方法の周知	数値目標の新規設定	免許更新時講習において、災害発生時の状況に応じた、運転者の対処方法について周知する。	<p>「目標無し」</p> <p>→</p> <p>&lt; 約10万人/年 &gt;</p>	<p>&lt;H23周知～&gt; →「期間変更なし」</p>	警察本部

## Ⅲ 生活の質(QOL)を重視した被災者支援対策

### (1) 避難所運営体制等の整備

296	75	3	1	福祉避難所指定の促進	H24.10.1現在で97カ所設置されており、86カ所指定の目標を達成したため、数値目標を上方修正。	<p>・市町村における福祉避難所の指定を働きかけるとともに、福祉避難所の適切な運営が行えるよう各種情報の周知を図る。</p>	<p>&lt;H22:42カ所 → 福祉避難所を86カ所指定&gt;</p> <p>→</p> <p>&lt;H22:42カ所 → 福祉避難所を120カ所指定&gt;</p>	<p>&lt;H23促進～&gt; →「期間変更なし」</p>	地域福祉課
-----	----	---	---	------------	--	--	---	-------------------------------------	-------

## 地震対策行動計画見直し調書②(既存項目の見直し)

計画									
No.	ページ番号	重点項目	分野別項目	取り組み	見直し概要	計画記載説明文	数値目標	計画期間	課室名

### (2) 生活必需品等救援物資の確保・輸送体制の確立

311	78	3	2	<p>救援物資等の輸送体制の確立(物資輸送に係る指揮命令・連絡体制の確立)</p> <p>→ 救援物資等の備蓄・輸送体制の確立</p>	<p>県・市町村等の役割を明確にして、物資の輸送だけでなく、備蓄も含めた計画を策定するよう、取り組みを拡充するため、取り組み名等を修正。</p>	<p>災害時の救援物資等の受け入れや配分方法、輸送等に係る指揮命令・連絡体制について、関係機関と連携し、検討を行う。</p> <p>→ 県と市町村において、災害時に必要と見込まれる備蓄物資の品目や数量を検討するとともに、救援物資も含めた物資の輸送体制を構築する。</p>	<p>&lt;25年度に「救援物資受入輸送計画を策定」&gt;</p> <p>→ &lt;25年度に「備蓄・輸送計画」を策定&gt;</p>	<p>&lt;H24検討、H25策定～&gt;</p> <p>→「期間変更なし」</p>	<p>南海地震防災課 関係各課</p>
-----	----	---	---	---	--	---	--	--	-------------------------

### (4) 生活環境対策の促進

336	84	3	4	<p>遺体の身元確認等体制づくりの推進</p>	<p>関係団体との連携、合同訓練等複合的な対策を説明文に追加。</p>	<p>医師会や歯科医師会等関係機関との連携の下、多数遺体の身元確認等に要する体制づくりを推進し、検視能力の向上を図る。</p> <p>→ 医師会や歯科医師会等関係機関と連携し、合同災害時遺体対応訓練を行うとともに、多数遺体の検視・検案・身元確認等に要する体制づくりを推進し、検視能力の向上を図る。</p>	<p>「目標無し」</p>	<p>&lt;H23推進～&gt;</p> <p>→「期間変更なし」</p>	<p>警察本部</p>
-----	----	---	---	-------------------------	-------------------------------------	--	---------------	--	-------------

## 地震対策行動計画見直し調書②(既存項目の見直し)

計画									
No.	ページ番号	重点項目	分野別項目	取り組み	見直し概要	計画記載説明文	数値目標	計画期間	課室名

### IV 震災に強い産業対策・社会づくりの推進

#### (1) 企業における防災対策の推進

363	90	4	1	企業によるリスクコミュニケーションの推進	<p>【計画記載説明文の訂正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の負担軽減にも配慮し、企業が既に実施している地域住民等との交流の一環として取り組んでもらえるよう指導・啓発を行うことにより、取組の底辺を拡大する。</li> </ul> <p>【数値目標の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組の底辺拡大につながる数値目標とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の対処計画を策定した企業が、化学物質のリスクについて地域住民との相互理解や信頼関係を構築するために開催する懇談会等(リスクコミュニケーション)を支援する。</li> <li>→化学物質のリスクについて、企業が行う地域住民との相互理解や意思疎通を図る取り組み(リスクコミュニケーション)に対しての指導・啓発を行う。</li> </ul>	<p>&lt;モデル的に1事業所以上/年&gt;</p> <p>→</p> <p>&lt;事業所に対する指導・啓発20件/年&gt;</p> <p>≥</p>	<p>&lt;H23実施～&gt;</p> <p>→「期間変更なし」</p>	環境管理課
-----	----	---	---	----------------------	---	--	---	--	-------